

## 募集

### 求人 税務職員採用試験

対象 次のいずれかに該当する人

①令和5年3月末までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みまたは令和4年4月1日において卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人

②人事院が①に掲げる人に準ずると認める人

試験日 第一次:9/4(日)、第二次:10/12(水)～21(金)の指定日

試験科目 第一次:基礎能力・適性・作文試験  
第二次:人物試験、身体検査

申込 6/20(月)～29(水)までにホームページ

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

大阪国税局人事第二課試験係 ☎06-6941-5331  
枚方税務署総務課 ☎844-9521



### 福祉 移送サービス 運転ボランティア募集

一人で公共交通機関等を利用して、外出が困難な人のサポートを行う運転ボランティアを募集します。興味のある人は、事前説明会にご参加ください。

日時 7/12(水)15:00～16:00

7/13(木)10:00～11:00

場所 ボランティアセンター1階 活動室

対象 自動車運転免許を持ち、次の条件に該当する人

▷75歳以下の人(定年制)

▷過去2年間免許停止ではない人

▷月2回以上の活動ができる人

▷日常的に車の運転をしている人

申込・☎ 社会福祉協議会 ☎895-1185



▲申込みはこちらからも可

### 求人 2022年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

試験の区分 事務、技術、農業、農業土木、林業  
受験資格

①2022年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない人および2023年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの人。

②人事院が①に掲げる人に準ずると認める人。

申込 6/20(月)～29(水)〈受信有効〉に、国家公務員試験採用情報NAVI(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)から申し込み

第1次試験日 9/4(日)

試験地 大阪市、京都市、神戸市、奈良市、和歌山市

☎ 人事院近畿事務局 試験第二係 ☎06-4796-2191

## お知らせ

### 仕事 交野市内で保育教諭になる人を応援します

#### 就労支援(最大24万円/年)の補助

①保育教諭を目指す学生、新規採用を目指す人に毎月2万円を補助(3年間上限)

②交野市に転入した場合や、2年以上ブランクのある潜在保育士には5万円を追加補助

#### 就職フェア

市内私立認定こども園8園が参加します。

日時 6/4(土)13:00～16:00(予約不要)

場所 市役所別館3階 中会議室

対象 将来、保育教諭資格取得を目指す学生、保育士資格および幼稚園教諭免許所持者(学年、年齢、居住地不問)

費用 無料

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020080400024/>

☎ こども園課 ☎893-6407



### 農業 6月は「農地パトロール月間」です

農業委員会は市内全ての農地を対象にパトロールを実施します。このパトロールは、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の発生防止のために行います。ご理解とご協力をお願いします。

時期 6月中旬～7月中旬

☎ 農業委員会事務局 ☎892-0121



### 仕事 不法就労防止にご協力ください

不法滞在者や就労資格のない外国人を雇用したり、あっせんしたりすると、事業主が罰せられます。事業主のみなさんは、外国人を雇用する際には、必ず、在留カード等の身分証明書で「在留資格」や「在留期間」を確認し、外国人が不法就労にならないように注意してください。

☎ 交野警察署 ☎891-1234

## 消費者相談 | 高額な物干しさお販売カーに注意

**Q** 昨日、2本1,000円という物干しさおの販売車に声をかけたら、「さびないのがいいよね?」と言われて、ステンレスさおを切り始め、6万円を請求された。お金がないと言っても粘られ3万円支払った。「残金は用意ができたなら連絡して」と契約書面を置いて帰った。支払わないといけませんか?

**A** 相談者にはクーリング・オフ通知を出すように助言。当センターからも事業者に連絡すると、翌日、相談者宅で物干しさおを引き取り、3万円を返金しました。

**助言** クーリング・オフ期間が過ぎると、高額というだけで契約の取り消し・解約はできません。ただし、契約不成立や不当な勧誘方法による契約取り消し主張が可能な場合もあります。

※掲載した相談事例は、当時の法令や社会状況に基づいた内容であり、同様の商品・サービスであっても、個々の状況により、解決内容が異なる場合があります。

ゆうゆうセンター1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003